第明三治二十五年三月三十一日　種郵便物認可

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３５４号
奈良県葛城市今在家231番地１、前住所奈良県葛城市當麻46番地１
破産者　さつま設備こと　日髙　則忠
１　決定年月日　平成24年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３４７８号
札幌市南区藤野３条２丁目１番50号　セントレジス202号
破産者　滝川由美子
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３５号
仙台市太白区長町４丁目３番14号、従前の住所宮城県大崎市古川穂波８丁目14番１号
破産者　宮内　義武
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７７０号
仙台市太白区泉崎１丁目19番25―103号
破産者　永井多美子
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
神奈川県横浜市中区扇町４丁目11番地８　ヴィラ・デル・ソーレ扇町503号室、開始決定時の住所神奈川県横須賀市野比５丁目７番１号
破産者　柳澤　雅美
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３０６号
神奈川県横浜市西区戸部本町50番21―905号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市野比５丁目７番１号
破産者　柳澤　衣代
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３０８号
神奈川県横須賀市池田町１丁目１番４―101号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市野比５丁目７番１号
破産者　柳澤　隆子
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２１１号
神奈川県逗子市桜山４丁目14番29号
破産者　平野　　雅
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１４５号
長野県上田市上田1944番地３　フォレ・デ・ポムＤ105号、前住所長野県上田市上田1571番地14　リッツプレメゾン104号
破産者　山下　幸司（旧姓山岸）
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１６１号
長野県上田市御所258番地８、前住所上田市天神４丁目５番６号
破産者　城田　政志
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１６７号
東京都足立区足立１丁目34番12号笹原方、開始決定時の住所長野県上田市下武石516番地
破産者　樋沢　淑江
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１０６９号
愛知県知多郡南知多町大字師崎字栄村12番地
破産者　荒井　洋利
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８３４号
名古屋市緑区鳥澄２丁目1101番地　コーポニューとりすみ301号
破産者　永井　義明
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０１４号
愛知県半田市清城町１丁目７番地の６
破産者　榊原　幸治
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７４２号
愛知県清須市西枇杷島町城並２丁目７番地16　コムフォート城並201
破産者　森嶋　弘幸
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２４０号
大阪府門真市島頭３丁目14番13―303号
破産者　山下　昭一
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２１４号
神戸市須磨区禅昌寺町２丁目２番６―403号
破産者　伊藤　美枝
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８７号
神戸市長田区房王寺町２丁目３番７号　ザ・ライフ房王寺302号
破産者　鈴木　惠子
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部